

## 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの

該当なし

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 7 年～60 年

物品 2 年～10 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

## (5) 引当金の計上基準及び算定方法

### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上することとしています。

### ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## (6) リース取引の処理方法

### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## (7) 資金収支計算書における資金の範囲

### 現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

### ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が八尾市財務規則第163条第1項第2号に規定のもの（100万円以上）を資産として計上しています。なお、美術品については、300万円以上のものを計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

### ② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、原則として金額が130万円未満のものは修繕費としますが、内容等で資産形成をなすものは資本的支出として処理しています。

## 2 重要な後発事象

会計年度終了後、財務書類を作成する日までに発生した事象で、翌年度以降の地方公共団体の財務状況等に影響を及ぼす重要な後発事象について

### (1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

### 3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

金融機関等からの借入債務に対し、補償を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
水洗便所改造資金 助成を受けた市民	—	2百万円	—	2百万円

(2) 係争中の訴訟等

① 大阪地裁 令和元年（ワ）第4614号

損害賠償請求事件 6百万円

② 大阪地裁 令和2年（ワ）第1621号

損害賠償請求事件 12百万円

③ 大阪地裁 令和2年（ワ）第8515号

損害賠償請求事件 29百万円

### 4 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得事業特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計の一部については、普通会計には含まれ、一般会計等には含まれません。

介護サービス事業については、普通会計には含まれず、一般会計等には含まれます。

③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。  
当該注記においても同様です。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — (▲0.71%)

連結実質赤字比率 — (▲22.07%)

実質公債費比率 4.1%

将来負担比率 3.3%

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額	342 百万円
繰越明許費	342 百万円

## (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲は、次のとおりです。

### ア 範囲

令和 3 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。売却可能資産の範囲は、令和 3 年度に財産収入として予算措置がされている公共資産としています。

### イ 内訳

事業用資産 359 百万円

    土地 359 百万円

- ② 減債基金に係る積立不足額 一百万円

- ③ 基金借入金（繰替運用）（残高）

年度末の基金借入金残高について

    該当なし

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 113,233 百万円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

    標準財政規模 58,506 百万円

    元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 8,521 百万円

    将来負担額 167,574 百万円

    充当可能基金額 9,877 百万円

    特定財源見込額 42,772 百万円

    地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 113,233 百万円

- ⑥ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 637 百万円

- ⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物については貸借対照表の資産に計上されません。

- ⑧ PFI 事業に係る資産

    該当なし

## (3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分

    固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分（不足分）

    純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

## (4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支

（資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く。）及び投資活動収支の合算額）

    13 億 74 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	134,896 百万円	134,137 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	707 百万円	665 百万円
前年度繰越金相当額	1,472 百万円	—
一般会計と土地取得事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計間の相殺消去分	178 百万円	178 百万円
資金収支計算書	133,952 百万円	134,624 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は土地取得事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収入（歳入）・支出（歳出）金額分相違します。繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、当該公会計では計上しないため相違します。また、一般会計等内部の一般会計と土地取得事業特別会計及び母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計間の取引や繰入・繰出等において相殺消去分が差額としてあります

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

<u>業務活動収支</u>	4,220 百万円
投資活動収入の国庫等補助金収入	1,139 百万円
未収債権額・未払債務額の増減（減少）	△332 百万円
減価償却費	△7,493 百万円
賞与等引当金繰入額	△1,190 百万円
賞与等引当金取崩額	1,195 百万円
退職手当引当金繰入額	△1,715 百万円
退職手当引当金取崩額	726 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	8 百万円
資産除売却益（損）	△230 百万円
臨時利益（損失）	0 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	△3,008 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	15,000 百万円
一時借入金に係る利子額	2 百万円（基金繰替運用分を含む）

⑤ 重要な非資金取引

令和 2 年度中に計上したファイナンス・リース取引に係る資産 266 百万円（取得額）及び期末における負債の額 201 百万円